

環境保全資金融資のご案内

○ **資金を利用できる事業者**

中小企業者又は中小企業団体で、次の要件を満たしている方です。

- 1 これから公害防止施設等又は環境保全施設等を設置しようとする方、環境浄化対策をしようとする方、公害防止のために工場等の移転をしようとする方、ISO 14001の認証取得をしようとする方
- 2 愛媛県内に工場又は事業場を有する方で、6ヶ月以上引き続いて現在の事業を営んでいる方

○ **融資の条件**

融資限度額	5,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
返済方法	原則として分割弁済
融資利率	年1.70%（平成25年度）
担保・保証	取扱金融機関所定の扱いによる

○ **融資の対象**

1 **公害防止施設等**

ばい煙処理施設	重力沈降装置、慣性分離器、遠心力集じん装置、ろ過集じん装置、洗浄・中和又は吸着装置 等
汚水処理施設	沈でん又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、吸着処理装置、貯溜装置 等
騒音振動防止施設	防音防振装置 等
産業廃棄物処理施設等	産業廃棄物処理施設、最終処分施設、収集・運搬施設 等
環境浄化対策	土壌・地下水の汚染状況の調査又は除去に要する資金
公害を防止するための工場又は事業場の移転	

2 **環境保全施設等**

フロン等回収・処理施設	フロン等を回収し、又は処理するもの
資源リサイクル施設	廃棄物の再生又は資源化のための廃棄物再利用施設
省資源・省エネルギー施設	非化石エネルギー使用施設、新エネルギー利用施設 等
低公害車	電気自動車、ハイブリッド自動車 等
雨水貯留施設	雨水を貯留し、利用する施設又は装置
温暖化対策施設	太陽光発電設備、省エネルギー冷暖房設備 等
緑化	工場又は事業場の緑地の整備又は屋上緑化 等

3 **その他**

ISO 14001の認証取得	審査登録、委託、施設、設備等の整備 等
地域環境整備支援	電気自動車の充電設備、コミュニティサイクル 等
廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進	木質ペレットボイラー、木質バイオマス燃料利用機器 等

○ **取扱金融機関** 伊予銀行、愛媛銀行

○ **融資の申込手続**

- ① 融資を受けようとする方は、「環境保全施設等整備等計画書」に添付書類を添えて、最寄りの取扱金融機関まで提出してください。
- ② 取扱金融機関から貸付けの決定を受けた方は、金融機関所定の融資申込書を提出してください。
- ③ 融資を受けた工事が完了したときは、「環境保全施設等整備等完了報告書」を取扱金融機関に提出してください。

○ **添付書類**

1 **公害防止施設若しくは環境保全施設等を整備、又は環境浄化を行う場合**

① 事業所付近の見取図
② 操業の系統図（環境保全のための処理系統図、処理施設の配置図を含む。）
③ 処理装置（処理能力等を明らかにした設計図又はカタログ）
④ 処理施設の見積書、仕様書

2 **移転又は移転先の用地・建物を購入、建築する場合**

① 移転前の用地、建物の平面図（既設建物配置図）及び付近見取図
② 移転先の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む。）及び付近見取図
③ 移転に伴う経費の見積書

3 **緑化を行う場合**

① 現場写真
② 緑化に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し
③ 工場、ビル等の平面図（樹木の配置図を含む。）及び付近見取図
④ 金融機関が必要と認める書類

4 **ISO14001の認証取得**

① 会社の概要を記載した書類
② 事業所付近の見取図
③ 作業工程図
④ ISO14001の認証取得に係る見積書
⑤ 委託業者の経歴書（受注実績を含む。）
⑥ 金融機関が必要と認める書類

○ **お問い合わせ先** 愛媛県県民環境部環境局環境政策課
〒790-8570 松山市一番町4-4-2 tel089-941-2111（内線2349）

○不法投棄を防止するために

- 県内の不法投棄の現状は、最近、山間部など人目につかないところで、夜間や早朝に廃棄物を投棄するなど悪質かつ巧妙化する傾向にあります。
- 大量に不法投棄されてしまったから元に戻すことは、大変な労力と費用がかかります。
- 不法投棄は早期に発見し、早期に止めさせることが大変重要です。地域の環境を守るためには、地域のみなさんの協力が必要です。

☆このような状況を見かけたら通報を

- ・ 突然大きな穴が掘られた。
- ・ 出入場所に鉄板が敷かれた。
- ・ 周辺に見張りが付いている。
- ・ 数日前から穴を掘るための大きな重機がある。
- ・ 昼間現場に人がいないが、毎日地形が変わっている。
- ・ 黒い煙がたっている。
- ・ 悪臭がする。

☆通報のポイント

- ・ いつ頃からですか？
- ・ おおよその場所はどこですか？
- ・ その場所はだれの土地ですか？
- ・ 捨てられているごみは何ですか？
- ・ ごみを運んでいるダンプのナンバーは分かれますか？

不法投棄 110番

0120-149-530

(イヨノクニ ゴミゼロ)

又は不法投棄通報連絡先へ

不法投棄通報連絡先

保 健 所 担 当 課	〒	住 所 電 話 番 号	管 轄
四国中央保健所 衛生環境課	799-0404	四国中央市三島宮川4丁目6番53号 0896-28-3360 内線236	四国中央市
西条保健所 環境保全課	793-0042	西条市喜多川796番地の1 0897-56-1300 内線345	新居浜市、西条市
今治保健所 環境保全課	794-8502	今治市旭町1丁目4番地9 0898-23-2500 内線379	今治市、上島町
中予保健所 環境保全課	790-8502	松山市北持田町132番地 089-941-1111 内線269	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所 環境保全課	796-0048	八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111 内線296	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所 環境保全課	798-8511	宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211 内線262	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町

松山市役所 廃棄物対策課	790-8571	松山市二番町4丁目7番地2 089-948-6929 e-mail sanpai@city.matsuyama.ehime.jp	松山市
-----------------	----------	---	-----

愛媛県庁 循環型社会推進課	790-8570	松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2355 e-mail junkan-shakai@pref.ehime.jp	県下全域（松山市を除く。）
------------------	----------	--	---------------

○環境についてのお問い合わせ先

■ 愛媛県 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
T E L (代)089-941-2111

担当課	連絡先	所管事項
県民環境部 環境局 環境政策課	課代表 089-912-2345 F A X 089-912-2344 e-mail kankyoun@pref.ehime.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境施策の総合企画及び推進 ・ 公害防止対策 ・ 環境影響評価 ・ 上水道及び簡易水道 ・ 温暖化 ・ 土壌汚染対策 ・ 環境創造センター
県民環境部 環境局 循環型社会推進課	課代表 089-912-2355 F A X 089-912-2354 e-mail junkan-shakai@pref.ehim e.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物及び産業廃棄物 ・ 循環型社会 ・ リサイクル ・ エコタウン ・ 浄化槽対策
県民環境部 環境局 自然保護課	課代表 089-912-2365 F A X 089-912-2354 e-mail shizenhogo@pref.ehime.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護 ・ 自然公園 ・ 国民休暇村 ・ 野生生物の保護及び狩猟 ・ 生物多様性
県民環境部 防災局 原子力安全対策課	課代表 089-912-2340 F A X 089-931-0888 e-mail genshiryokuanzen@pref.e hime.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊方原子力発電所の安全の確保 ・ 環境放射線

■ 愛媛県立衛生環境研究所 〒790-0003 松山市三番町8丁目234番地
T E L 089-931-8757

- ・ 環境保全に関する調査研究、試験検査
- ・ 生物多様性に関する調査研究

■ 愛媛県各保健所環境保全課・衛生環境課

(連絡先 「不法投棄通報連絡先」参照)

- ・ 公害防止、公害苦情相談
- ・ 廃棄物
- ・ 浄化槽

■ 愛媛県原子力センター 〒796-0202 八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1
T E L 0894-20-6610

- ・ 環境放射線の常時監視等